

○総務省告示第二百八十八号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十四条の八（同令第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第八十七号（インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年九月二十九日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

送 信 線	送 信 機
<p>別表第五号 無線設備を使用する専用通信回線設備等端末 [第1～第4 略]</p> <p>第4の2 無線設備規則第49条の6の12又は第49条の6の13に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電气的条件等 [1 略]</p> <p>2 送信タイムズング 無線設備規則第49条の6の12又は第49条の6の13の伝送設備（以下第4の2において「伝送設備」という。）から受信したフレームに同期させ、かつ伝送設備から指定されたシンボルにおいて送信を開始するものとし、その送信の開始の時の偏差は、サブキャリア間隔が15kHz及び30kHzにおいては±130ナノ秒、サブキャリア間隔が60kHzにおいては±65ナノ秒、サブキャリア間隔が120kHzにおいては±16.25ナノ秒の範囲であること。</p> <p>[3～12 略]</p> <p>[第5 略]</p> <p>第6 無線設備規則第49条の29に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電气的条件等</p> <p>1 基本的機能 [(1)・(2) 略] [判る]</p> <p>[判る]</p> <p>2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 位置登録制御 伝送設備からの位置情報が、端末に記憶されているものと一致しない場合のみ、位置情報の登録を要求する信号を送出すること。ただし、伝送設備から指示があった場合、又は利用者が当該端末を操作した場合は、この限りでない。</p> <p>6 送信停止指示に従う機能 伝送設備からチャネルの切断を要求する信号を受信した場合は、<u>送信を停止する機能を有すること。</u> [7・8 略]</p> <p>9 その他 端末設備等規則第22条第2号、第23条及び第26条から第28条までに規定する機能と</p>	<p>別表第五号 [同左] [第1～第4 同左]</p> <p>第4の2 無線設備規則第49条の6の12に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電气的条件等 [1 同左]</p> <p>2 [同左] 無線設備規則第49条の6の12の伝送設備（以下第4の2において「伝送設備」という。）から受信したフレームに同期させ、かつ伝送設備から指定されたシンボルにおいて送信を開始するものとし、その送信の開始の時の偏差は、サブキャリア間隔が15kHz及び30kHzにおいては±130ナノ秒、サブキャリア間隔が60kHzにおいては±65ナノ秒、サブキャリア間隔が120kHzにおいては±16.25ナノ秒の範囲であること。</p> <p>[3～12 同左]</p> <p>[第5 同左]</p> <p>第6 [同左]</p> <p>1 基本的機能 [(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) 通信を終了する場合にあっては、チャネルを切断する信号を送出するものであること。</p> <p>2 発信時の制限機能 発信に際して相手の端末からの応答を自動的に確認する場合であって、電気通信回線からの応答が確認できないときは、送信を停止するものであること。</p> <p>3 [同左] 4 [同左] 5 [同左] [新設]</p> <p>6 [同左] 伝送設備からチャネルの切断を要求する信号を受信した場合は、<u>その確認をする信号を送出し、送信を停止する機能を有すること。</u> [7・8 同左]</p> <p>9 [同左] 端末設備等規則第22条、第23条及び第26条から第28条までに規定する機能と同等の</p>

同等の機能を備えること。

第6の2 無線設備規則第49条の29の2に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電

気的条件等

1 基本的機能

(1) 発信を行う場合にあっては、発信を要求する信号を送出するものであること。

(2) 応答を行う場合にあっては、応答を確認する信号を送出するものであること。

2 送信タイムズグ

無線設備規則第49条の29の2の伝送設備（以下第6の2において「伝送設備」という。）から受信したフレームに同期させ、かつ、伝送設備から指定されたシンボルにおいて送信を開始するものとし、その送信の開始の時の偏差は、サブキャリア間隔が15kHz及び30kHzにおいては±130ナノ秒、サブキャリア間隔が60kHzにおいては±65ナノ秒、サブキャリア間隔が120kHzにおいては±16.25ナノ秒の範囲であること。

3 ランダムアクセス制御

(1) 伝送設備から指定された条件においてランダムアクセス制御信号を送出した後、シンボル以降の最初に制御信号の検出を試みるシンボルから10ミリ秒以内の伝送設備から指定された時間内に伝送設備から送信許可信号を受信した場合は、送信許可信号を受信した時から、伝送設備から指定された条件において情報の送信を行うこと。

(2) (1)において送信禁止信号を受信した場合又は送信許可信号若しくは送信禁止信号を受信できなかった場合は、再び(1)の動作を行うこととする。この場合において、再び(1)の動作を行う回数は、伝送設備から指示される回数を超えないこと。

4 タイムアウトタイムット制御

伝送設備からの指示に従い送信タイムズグを調整する機能を有すること。

5 位置登録制御

(1) 伝送設備からの位置情報が、端末に記憶されているものと一致しない場合のみ、位置情報の登録を要求する信号を送出すること。ただし、伝送設備から指示があった場合、又は利用者が当該端末を操作した場合は、この限りでない。

(2) 伝送設備からの位置情報の登録を確認する信号を受信した場合にあっては、端末に記憶されている位置情報を更新し、かつ、保持するものであること。

(3) 無線設備規則第49条の6の9、第49条の6の10、第49条の28又は第49条の29に規定する方式の無線設備を使用する端末設備と構造上一体となり、同令第49条の6の9、第49条の6の10、第49条の28又は第49条の29に規定する方式の無線設備を使用する端末設備において位置登録制御を行う端末にあっては、(1)及び(2)の規定を適用しない。

6 送信停止指示に従う機能

伝送設備からチャネルの切断を要求する信号を受信した場合は、送信を停止する機能を有すること。

7 受信レベル通知機能

機能を備えること。
【新設】

伝送設備から指定された条件に基づき、端末の周辺の伝送設備の指定された参照信号の受信レベルについて検出を行い、当該端末の周辺の伝送設備の受信レベルが伝送設備から指定された条件を満たす場合にあつては、その結果を伝送設備に通知すること。

8 端末固有情報の変更を防止する機能

- (1) 端末固有情報を記憶する装置は、容易に取り外せないこと。ただし、端末固有情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、この限りでない。
- (2) 端末固有情報は、容易に書き換えができないこと。
- (3) 端末固有情報のうち利用者が直接使用するもの以外のものについては、容易に知得ができないこと。

9 チャネル切替指示に従う機能

伝送設備からのチャネルを指定する信号を受信した場合にあつては、指定されたチャネルに切り替える機能を備えなければならない。

10 受信レベル等の劣化時の自動的な送信停止機能

通信中の受信レベル又は伝送品質が著しく劣化した場合にあつては、自動的に送信を停止する機能を備えなければならない。

11 故障時の自動的な送信停止機能

故障により送信が継続的に行われる場合にあつては、自動的にその送信を停止する機能を備えなければならない。

12 重要通信の確保のための機能

重要通信を確保するため、伝送設備からの発信の規制を要求する信号を受信した場合にあつては、信号を発信しない機能を備えなければならない。

【第7 略】

【第7 同左】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。